

Q&A

鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部研修会[令和5年2月14日(火)] 「ケアプランデータ連携システムについて」

#	質問	回答
1	法人で一つの電子証明書を利用し、同一法人の複数の事業所の請求を行っている。ケアプランデータ連携システムを利用する際の電子証明書はどうか。	1事業所(事業所番号ごと)につき一つの電子証明書が必要です。ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行は必要ですが、発行手数料は無料となります。
2	受信したCSVデータが直接介護ソフトに取り込まれるような機能はあるか。	CSVデータをケアプランデータ連携クライアントからダウンロードした後、手動で介護ソフトに取り込むことになります。
3	ケアプランデータ連携システムで様式のイメージ表示や印刷をすることは可能か。	様式のイメージ表示、印刷はできません。
4	電子証明書の有効期間を確認したい。	電子請求受付システムにログインし、証明書有効期間を確認してください。
5	どの事業所がケアプランデータ連携システムを利用しているか把握したい。	本会が利用状況を確認し、本会ホームページに情報を掲載する予定です。

#	質問	回答
6	1事業所で複数の端末にインストールして使用することができるか。	<p>1事業所につき1端末にインストールしてご利用いただくこととなります。</p> <p>(参考)資料P16 (概要)3. 利用準備に関するQ&A Q 事業所にある複数台のパソコンにインストールすることは可能か？ A 1事業所1端末にインストールいただくクライアントソフトを共有してご利用いただく想定です。</p>
7	PDFファイルのみを送信することは可能か。	PDFファイルのみの送信は想定していません。
8	個別援助計画に係る情報はPDFファイルで送信することになるか。	1表、2表、6表、7表以外の情報は、PDF等で出力したものを添付ファイルとして送信してください。
9	受信を通知する機能はあるか。(アラーム等)	受信を通知する機能はありません。ケアプランデータ連携システムにログインし、受信一覧画面を確認してください。